

第24回定時株主総会招集ご通知に際しての
法令及び定款に基づくインターネット開示事項

- ・ 事業の経過及びその成果
- ・ 対処すべき課題
- ・ 主要な事業内容
- ・ 主要な営業所
- ・ 従業員の状況
- ・ 会社の株式に関する事項
- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 会社の体制及び方針
- ・ 連結貸借対照表
- ・ 連結損益計算書
- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表
- ・ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表
- ・ 会計監査人の監査報告書
- ・ 監査等委員会の監査報告書

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

本内容は、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.fvc.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様へご提供しております。

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 業績総括

当連結会計年度における株式市場は、新型コロナウイルスの影響があったものの、4月には29千円台でありました日経平均株価は、その後30千円台をピークにやや弱含みで推移し、一時24千円台に下落したものの3月末には27千円台に回復し、その後横ばいで推移しております。しかしながら引き続き新型コロナウイルスの影響や諸外国の政策動向の影響や地政学リスク等の影響が懸念され、先行きは不透明な状況となっております。

一方で、新規上場市場においては、当連結会計年度における新規上場社数が135社と、前年同期の99社と比べて大幅に増加しており、その中で新型コロナウイルスの影響を受けて4社が上場を中止し、6社が上場を延期するという状況ではありますが、新規上場市場は回復傾向にあるものと思われまます。

このような環境の中、当社では新規上場のみに依存しないビジネスモデルを形成するため、事業領域の拡大及び安定収入の獲得に向けた取り組みを進めております。

安定収入の獲得につきましては、新規ファンドの組成に注力するとともに、将来のキャピタルゲイン及び成功報酬の獲得に向けた国内スタートアップへの投資、事業承継支援のための投資を行っており、新規ファンドの設立につきましては、地方創生ファンドとして株式会社京葉銀行、株式会社京葉銀キャピタル&コンサルティングと共同で中小企業の事業承継を支援する京葉銀事業承継投資事業有限責任組合を、創業・第二創業支援、成長支援（軽度の再生支援含む）、事業承継支援を目的とし、京都信用金庫、株式会社京信ソーシャルキャピタルと共同で京信イノベーションC2号投資事業有限責任組合を、大阪信用金庫と共同でおおさか社会課題解決ファンドの後継ファンドとしておおさか社会課題解決2号投資事業有限責任組合を、また同金庫と共同でだいしん創業支援ファンドの後継ファンドとしてだいしん創業支援2号投資事業有限責任組合をそれぞれ設立いたしました。また、当社の連結子会社であるFVC Tohoku株式会社は、いわき信用組合、全国信用協同組合連合会、いわしんRITAパートナーズ株式会社と共同で磐城国地域振興ファンドの後継ファンドとして磐城国地域振興第2号投資事業有限責任組合を設立いたしました。

これにより、運用中のファンド総額は23,432百万円と、前連結会計年度から2,729百万円増加いたしました。投資業務においては、国内スタートアップへの投資、事業承継支援のための投資を中心に行い、投資残高は367社、8,789百万円と、前連結会計年度から69社、1,777百万円増加いたしました。

当連結会計年度における経営成績を見てまいりますと、新規ファンドの設立や既存ファンドからの追加出資などファンドから受領する管理報酬を中心とした安定的収入は増加しましたが、営業投資有価証券の売却が前年同期と比べて減少し

たことや前年同期に投資先企業が上場し当該株式の売却で成功報酬を獲得したこと等により、売上高は546百万円（前連結会計年度860百万円）と減収となりました。一方、管理報酬の増加、原価改善による固定的経費の減少等により、個別投資先企業に対して減損が発生した前連結会計年度に比べて大幅な改善となり、営業利益は64百万円（同14百万円の営業損失）と黒字に転換、経常利益は165百万円（同94百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は143百万円（同20百万円）と過去最高益となりました。

なお、持分法による投資利益として100百万円を営業外収益に計上しております。これは当社持分法適用関連会社である株式会社デジアラホールディングスに係るものであります。

① 売上高の状況

当連結会計年度における営業投資有価証券売上高は、上場、及び、未上場の営業投資有価証券の売却が前年同期に比べて減少したことにより、前連結会計年度の231百万円から減少して8百万円となりました。投資事業組合管理収入は、ファンドの新規設立により管理報酬は増加しましたが、キャピタルゲインに対する成功報酬が減少したことにより、前連結会計年度の544百万円から減少して452百万円となりました。コンサルティング収入による売上高は、前連結会計年度の36百万円から増加して37百万円となりました。また、コワーキング収入による売上高は、前連結会計年度の41百万円から横ばいとなりました。

② 投資の状況

当連結会計年度における当社の投資実行の状況は、95社、2,345百万円（前連結会計年度83社、1,896百万円）となり前連結会計年度に比べ12社、449百万円増加しております。また、当連結会計年度末における投資残高は367社、8,789百万円（前連結会計年度末298社、7,012百万円）となりました。

③ 投資先企業の上場状況

当連結会計年度において、上場した投資先企業はありません。

④ 投資損失引当金

当社は、投資先企業の経営成績及び財務状況を個別に精査し、さらに投資実行の主体である各投資事業組合の解散時期を勘案した上で、それぞれの営業投資有価証券を四半期ごとに評価し、償却処理又は投資損失引当金を計上しております。なお、昨今の急激な外部環境の変化が投資先企業に及ぼす影響も、極力タイムリーに反映した評価を行っております。

当連結会計年度においては、投資損失引当金繰入額は4百万円（前連結会計

年度は繰入額 4 百万円)、当連結会計年度末における投資損失引当金残高は12 百万円(前連結会計年度末 7 百万円)となりました。なお、投資損失引当金の戻入額と繰入額は相殺し、純額表示しております。

また、当連結会計年度末における営業投資有価証券に対する投資損失引当金の割合は、9.0%(前連結会計年度末7.0%)となりました。

(2) 関係会社の状況

当連結会計年度において、当社が管理・運営しておりました「あおりクリエイティブファンド投資事業有限責任組合」が全財産の分配を完了したため関係会社に該当しなくなり、連結の範囲より除外いたしました。

また、当社が管理・運営しております投資事業有限責任組合は、地方創生ファンドとして、京葉銀事業承継投資事業有限責任組合、京信イノベーションC2号投資事業有限責任組合、磐城国地域振興第2号投資事業有限責任組合、おおさか創業2号投資事業有限責任組合、おおさか社会課題解決2号投資事業有限責任組合の5ファンド、ベンチャーファンドとして、日本スタートアップ支援2号投資事業有限責任組合の1ファンドを設立し、新たに持分法適用会社といたしました。

以上の結果、当社グループは、当社、連結子会社2社、持分法適用会社50社となりました。なお、当社グループが管理・運営する投資事業組合の出資金総額(コミットメント総額)は23,432百万円(前連結会計年度末20,703百万円)となりました。

2. 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

① 新規ファンドの設立

当社は、複数年にわたる営業赤字から脱却するため、新たなビジネスモデルの確立、早期収益改善を経営の最重要課題として取り組み、当連結会計年度において営業黒字化を達成しました。しかしながら、収益基盤としてはまだまだ脆弱であり、引き続き、当社サービスをマーケットへ浸透させ、新規投資家の発掘、ファンド設立を推進してまいります。

② 新たな収益源の獲得

当社は、新たなビジネスモデルを確立し、複数の投資家、投資先企業との関係構築に努めてまいりました。今後、当社が関与する投資家、投資先企業がより一層成長するためのプロダクト、サービスを開発し、成長支援を行うとともに、当社の新たな収益の柱となり得る事業を構築すべく、引き続きプロダクト開発、事業会社との提携模索、M&A等の施策を検討してまいります。

③ 営業及び投資体制の強化

当社は、新規ファンドの設立を推進し、複数本のファンドを効率的に運営できる体制を整備運用しております。投資家の投資ニーズは拡大傾向にあり、当社のファンド運営を継続的に成長させるにあたり、新たな投資担当者、投資事務担当者などの人員を確保し、かつ早期に戦力化できるよう教育体制を充実させる必要があります。

3. 主要な事業内容

企業集団の主要な事業内容は、ベンチャーキャピタル事業であります。

4. 主要な営業所

(1) 当社

本 社 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地 烏丸中央ビル
事 務 所 東京都港区、愛媛県松山市

(2) 子会社

FVC Tohoku株式会社 本社：岩手県盛岡市

5. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
32名	4名減

(注) 従業員数には、盛岡信用金庫からの出向者1名が含まれております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
29名	3名減	42歳	5.30年

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 18,000,000株
2. 発行済株式の総数 8,902,600株 (自己株式 1,283株を含む)
(前期末比 ー)
3. 株 主 数 7,936名 (前期末比 458名減)

4. 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
(株) D S G 1	663,000株	7.4%
マンティス・アクティビスト投資1号(株)	200,000株	2.2%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	126,200株	1.4%
(株) S B I 証 券	90,151株	1.0%
柿 沼 佑 一	70,000株	0.8%
松 井 証 券 (株)	65,700株	0.7%
(株) サ イ ブ リ ッ ジ	65,200株	0.7%
寺 岡 聖 剛	60,400株	0.7%
土 師 裕 二	60,000株	0.7%
J . P . M o r g a n S e c u r i t i e s p l c	57,600株	0.6%

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。
2. 当社は、2022年3月31日現在、自己株式を1,283株保有しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 PwC京都監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

特に定めておりません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額
12百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であると判断したためであります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(2) 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

12百万円

4. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査等委員会は監査等委員である取締役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は行動規範を定め、全役職員が、法令・定款を遵守することは勿論のこと、当社の経営理念を行動の原点とし、誠実に行動するよう徹底いたします。

代表取締役社長は、内部監査を直轄し、内部監査計画に沿ってコンプライアンスの状況を監査するものとし、その結果を取締役会及び監査等委員会へ報告するものといたします。

内部通報規程に従い、社内においてコンプライアンス上疑義のある行為等について気が付いたときには、取締役会、監査等委員会又は社外弁護士等に通報しなければならないものといたします。この場合、当社は通報者に不利益な扱いをしないものといたします。

なお、反社会的勢力に対しては、行動規範において、「毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持ちません」と定めております。暴力的な要求や不当な要求に対しては弁護士、警察等とも連携し、組織的に対応いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を文書（電磁的記録等を含む）に記録・保存することについては、当社の文書管理規程に従います。取締役及び監査等委員会が、常時、これらの文書を閲覧できるよう適切な状態を維持いたします。

情報取扱いの管理体制については、当社の情報セキュリティ管理規程に従い、統括的な管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理を体系的に定めるリスクマネジメント規程に従い、リスク管理体制を構築します。

代表取締役社長が当社のリスク管理について全社的に統括し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、継続的に監視するものといたします。

経営会議の一機能としてリスクマネジメント委員会を設置し、当社のリスクに関する情報の把握及び対応を行うものとします。

新たに発生したリスクについては速やかに担当部署を定めるものといたします。

緊急時対応マニュアルを定め、緊急時には迅速な対応ができるよう体制を整備するものといたします。

内部監査では、当社のリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を取締役会に報告いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営戦略及び経営計画については、取締役会で決定し、常勤取締役及び執行役員で構成する経営会議は、取締役会で決議された方針に従い、具体的に戦略を進めるための決定を行います。

各部署は業績目標と予算を設定し、月次の業績結果について管理部が取りまとめて経営会議及び取締役会に報告し、経営会議及び取締役会は目標達成のための改善を促します。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社における業務の適正を確保するため、子会社は当社担当部門協力のもと、内部統制の強化を推進いたします。子会社の重要な業務については、当社の関係会社管理規程に基づき、当社の事前承認又は事前協議を要することとしています。また、当社の監査等委員会及び会計監査人による監査に加えて、内部監査室が監査を行い、内部統制強化に関する指導又は協力を行うことにより、業務の適正の確保を図ります。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査の実効性の確保に関する事項

監査等委員会からの求めがあった場合には、取締役は監査等委員会の職務を補佐する職員を置くことといたします。その職員の人事異動及び懲戒に処する場合には、取締役はあらかじめ監査等委員会の承諾を得るものといたします。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役又は職員は、監査等委員会に対して、当社に重大な影響を及ぼすおそれがある事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況を速やかに報告するものといたします。

(8) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底いたします。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会が、当社の会計監査人と定期的に情報交換するほか、監査業務に関する助言を受けるため、必要に応じて、外部の専門家を活用することを保

証し、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けることといたします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- (1) 主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席いたしました。その他、監査等委員会は6回、リスクマネジメント委員会は12回開催いたしました。
- (2) 監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- (3) 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

3. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(注) 1. 本事業報告に記載の金額及び株式数は、単位表示未満の端数を切り捨て、比率については単位表示未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	2,221	【流動負債】	351
現金及び預金	2,058	預り金	2
売掛金	3	賞与引当金	19
営業投資有価証券	137	前受金	288
投資損失引当金	△12	未払法人税等	9
その他	34	その他	31
貸倒引当金	△0	【固定負債】	41
【固定資産】	921	退職給付に係る負債	41
有形固定資産	3	負債合計	393
建物	1	純資産の部	
工具、器具及び備品	1	【株主資本】	2,745
無形固定資産	16	資本金	1,500
電話加入権	0	資本剰余金	1,037
ソフトウェア	15	利益剰余金	210
投資その他の資産	902	自己株式	△2
投資有価証券	58	【その他の包括利益累計額】	0
関係会社株式	792	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	12	【非支配株主持分】	2
その他	39	純資産合計	2,749
資産合計	3,142	負債及び純資産合計	3,142

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自：2021年4月1日)
(至：2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
営業投資有価証券売上高	8	
投資事業組合管理収入	452	
コンサルティング収入	37	
コワーキング収入	41	
その他売上高	5	546
売 上 原 価		
営業投資有価証券売上原価	1	
投資損失引当金繰入額	4	
その他売上原価	281	287
売 上 総 利 益		258
販売費及び一般管理費		193
営業利益		64
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
持分法による投資利益	100	
為替差益	0	
その他	1	101
営業外費用		
その他	0	0
経常利益		165
特別利益		
新株予約権戻入益	12	
その他	0	12
特別損失		
固定資産除却損	4	4
税金等調整前当期純利益		173
法人税、住民税及び事業税		19
法人税等調整額		7
当期純利益		146
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		143

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 自：2021年4月1日 ）
（ 至：2022年3月31日 ）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計 合
当 期 首 残 高	1,500	1,037	83	△2	2,618
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			143		143
持分法適用関連会社の剰 余金変動による増減			△16		△16
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	127	－	127
当 期 末 残 高	1,500	1,037	210	△2	2,745

	その他の包括利益 累計額		新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	2	2	12	168	2,801
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					143
持分法適用関連会社の剰 余金変動による増減					△16
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純額）	△1	△1	△12	△165	△179
当 期 変 動 額 合 計	△1	△1	△12	△165	△51
当 期 末 残 高	0	0	－	2	2,749

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(注) 百万円未満切捨

(継続企業の前提に関する注記)

該当する事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

①連結子会社数 2社(子会社はすべて連結しております。)

②主要な連結子会社の名称 FVC Tohoku株式会社

当連結会計年度において、当社が管理・運営しておりました「あおりクリエイティブファンド投資事業有限責任組合」が全財産の分配を完了したため関係会社に該当しなくなり、連結の範囲より除外いたしました。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

①持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 50社

②非連結子会社の名称

該当事項はありません。

③主要な関連会社の名称

ウィルグループHRTech投資事業有限責任組合

ウィルグループHRTech 2号投資事業有限責任組合

ロボットものづくりスタートアップ支援投資事業有限責任組合

創発の荅1号投資事業有限責任組合

京葉銀事業承継投資事業有限責任組合

磐城国地域振興第2号投資事業有限責任組合

株式会社デジアラホールディングス

当連結会計年度において、当社が管理・運営しております投資事業有限責任組合は、地方創生ファンドとして、京葉銀事業承継投資事業有限責任組合、京信イノベーションC2号投資事業有限責任組合、磐城国地域振興第2号投資事業有限責任組合、おおさか創業2号投資事業有限責任組合、おおさか社会課題解決2号投資事業有限責任組合の5ファンド、ベンチャーファンドとして、日本スタートアップ支援2号投資事業有限責任組合の1ファンドを設立し、新たに持分法適用会社といたしました。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類を作成するにあたっては、当社が管理・運営する投資事業組合の連結決算日現在で実施した仮決算による財務諸表を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

2007年3月31日以前に取得したものは旧定率法を採用しております。

2007年4月1日以降に取得したものは定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物には定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～18年
工具、器具及び備品	4年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

③リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①投資損失引当金

当連結会計年度末現在に有する営業投資有価証券の損失に備えるため、投資先企業の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。なお、連結損益計算書の「投資損失引当金繰入額」は、投資損失引当金の当連結会計年度末残高と当連結会計年度期首残高の差額を計上しております。

②貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

③賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

①投資事業組合管理収入

投資事業組合管理収入に係る収益は、顧客との投資事業組合契約に基づいて組合管理運営サービスを提供する履行義務を負っています。当該組合契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

②営業投資有価証券売上高及び売上原価

営業投資有価証券売上高に係る収益は、株式投資等によるキャピタルゲインであり、顧客との譲渡契約に基づいて有価証券を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は有価証券を引き渡すことであり、また顧客より有価証券の対価を受領した時点において、顧客が当該有価証券に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。また、売上原価については、売却有価証券帳簿価額、投資損失引当金繰入額及び戻入額、減損損失、支払手数料等を計上しております。

③コンサルティング収入

コンサルティング収入に係る収益は、顧客との業務委託契約に基づいてコンサルティングサービスを提供する履行義務を負っています。当該業務委託契約

は、概ね一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

④コワーキング収入

コワーキング収入に係る収益は、顧客との会員契約に基づいて施設利用サービスを提供する履行義務を負っています。当該会員契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用による、当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これにより、その他有価証券のうち未上場の債権等は、従来、取得価額をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、当連結会計年度の期首より時価をもって連結貸借対照表価額とする方法に変更しております。

なお、当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

営業投資有価証券及びその評価方法について

(1) 見積りの内容

営業投資有価証券は、当社及び当社が管理・運営する投資事業組合が有する株式及び社債であります。ベンチャーキャピタルの特質上、そのほとんどが未上場の株式及び社債であります。上場株式の評価については、市場価格を用いて見積っております。未上場株式及び社債については、移動平均法による原価法で評価しておりますが、投資先の信用リスク、財務状況等を継続的にモニタリングし、財務状況の悪化、事業計画の遅延等がある場合、必要に応じて減損処理又は投資損失引当金を計上しております。

(2) 当連結会計年度計上額

(単位：百万円)

科目	連結貸借対照表計上額
営業投資有価証券	137
投資損失引当金	△12

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

営業投資有価証券の減損処理又は投資損失引当金の計上の要否の判断は、投資先企業の経営成績及び財務状況を個別に精査し、さらに投資実行の主体である各ファンドの解散時期を勘案した上で、それぞれの営業投資有価証券を四半期ごとに評価し、判断しております。当該判断は、投資先企業の資金力、事業計画の進捗等を勘案の上、事業停止又は実質破綻等の場合、評価額まで減損処理を行い、さらに評価額が50%超下落している場合、回復が確実に見込まれるものを除き、評価額との差額を投資損失引当金として計上しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 18百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計 年度末(株)
発行済株式(普通株式)	8,902,600	—	—	8,902,600
自己株式(普通株式)	1,283	—	—	1,283

2 新株予約権に関する事項

区 分	内訳	目的となる 株式の 種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会 計年度末	
当 社	第10回新株予約権 (ストック・オプション)	普通株式	11,300	—	11,300	—	—
合計			11,300	—	11,300	—	—

(注) 新株予約権の目的となる株式の数の減少は、保有者の退職、及び、行使期間満了によるものであります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当する事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	26百万円	3円	2022年3月31日	2022年6月24日

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業投資有価証券は、当社及び当社が管理・運営する投資事業組合が有する株式及び社債であります。ベンチャーキャピタルの特質上、そのほとんどが未上場の株式及び社債であります。上場株式については、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。また、未上場株式及び社債については、投資先の信用リスクに晒されております。さらに未上場株式及び社債は、市場価格がなく、売却時期が未定であり、将来キャッシュ・フローを見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難であります。しかし、投資段階において投資委員会による事前審査を行うとともに、投資先の信用リスク、財務状況等を継続的にモニタリングしており、定期的に投資先の財務状況等を把握しております。また四半期ごとに投資先企業の実情を勘案の上、評価基準に基づき評価を行い、必要に応じて償却処理又は投資損失引当金を計上しております。

関係会社株式は、当社の持分法適用会社の関連会社株式等であり、持分法適用会社の業績変動リスクに晒されておりますが、定期的に当該会社の業績が報告されております。

投資有価証券は主に株式であり、定期的に時価や財務状況等を把握しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
営業投資有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	11	11	—
資産合計	11	11	—

※ 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、これらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
営業投資有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2	—	—	2
債券	—	8	—	8

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産計	2	8	—	11

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

債券（転換社債を含む）の時価については、クレジット・スプレッド、株価ボラティリティ等を用いており、観察可能なインプットのみを用いて価格を算定している場合、もしくは観察できないインプットを用いて価格を算定していてもその影響が重要でない場合は、レベル2の時価に分類しております。

（収益認識に関する注記）

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	売上高
投資事業組合管理収入	452
コンサルティング収入	37
コワーキング収入	41
その他の売上高	5
顧客との契約から生じる収益	537

（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（3）当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	12
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3
契約負債（期首残高）	249
契約負債（期末残高）	288

契約負債は、主に投資事業組合管理において、契約期間の経過に伴い契約上収受すべき金額について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

期首現在の契約請負残高の全額が当連結会計年度の収益として認識しております。

②残存履行義務に配分した取引価格
該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	308円57銭
2	1株当たり当期純利益	16円15銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 柴 田 篤 ⑩
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 高 田 佳 和 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	2,197	【流動負債】	335
現金及び預金	2,028	未払金	32
売掛金	4	未払費用	4
営業投資有価証券	124	未払法人税等	9
投資損失引当金	△10	前受金	268
前払費用	16	預り金	1
その他	34	賞与引当金	18
貸倒引当金	△0	【固定負債】	41
【固定資産】	770	退職給付引当金	41
有形固定資産	3	負債合計	377
建物	1	純資産の部	
工具、器具及び備品	1	【株主資本】	2,589
無形固定資産	16	資本金	1,500
電話加入権	0	資本剰余金	1,039
ソフトウェア	15	資本準備金	1,039
投資その他の資産	751	利益剰余金	52
投資有価証券	58	その他利益剰余金	52
関係会社株式・出資金	635	繰越利益剰余金	52
出資金	11	自己株式	△2
敷金・保証金	22	【評価・換算差額等】	0
営業保証金	5	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	18	純資産合計	2,590
資産合計	2,968	負債及び純資産合計	2,968

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 自：2021年4月1日 ）
（ 至：2022年3月31日 ）

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
投資事業組合管理収入	418	
営業投資有価証券売上高	7	
コンサルティング収入	36	
コワーキング収入	41	
その他売上高	5	509
売 上 原 価		
営業投資有価証券売上原価	1	
投資損失引当金繰入額	4	
その他売上原価	257	263
売 上 総 利 益		246
販売費及び一般管理費		184
営業利益		62
営業外収益		
受取利息及び配当金	54	
為替差益	0	
その他	1	55
営業外費用		
その他	0	0
経常利益		117
特別利益		
新株予約権戻入益	12	
固定資産売却益	0	12
特別損失		
固定資産除却損	4	4
税引前当期純利益		125
法人税、住民税及び事業税		18
法人税等調整額		7
当期純利益		99

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 : 2021年4月1日)
(至 : 2022年3月31日)

(単位 : 百万円)

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,500	1,039	1,039	△46	△46	△2	2,490
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益				99	99		99
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	99	99	-	99
当 期 末 残 高	1,500	1,039	1,039	52	52	△2	2,589

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 子 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	2	2	12	2,505
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				99
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1	△1	△12	△14
当 期 変 動 額 合 計	△1	△1	△12	85
当 期 末 残 高	0	0	-	2,590

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(注) 百万円未満切捨

(継続企業の前提に関する注記)

該当する事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

2007年3月31日以前に取得したものは旧定率法を採用しております。

2007年4月1日以降に取得したものは定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物には定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～18年
工具、器具及び備品	4年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

③リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①投資損失引当金

当事業年度末現在に有する営業投資有価証券の損失に備えるため、投資先企業の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。なお、損益計算書の「投資損失引当金繰入額」は、投資損失引当金の当事業年度末残高と当事業年度期首残高の差額を計上しております。

②貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

③賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により算定した額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

①投資事業組合管理収入

投資事業組合管理収入に係る収益は、顧客との投資事業組合契約に基づいて組合管理運営サービスを提供する履行義務を負っています。当該組合契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

②営業投資有価証券売上高及び売上原価

営業投資有価証券売上高に係る収益は、株式投資等によるキャピタルゲインであり、顧客との譲渡契約に基づいて有価証券を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は有価証券を引き渡すことであり、また顧客より有価証券の対価を受領した時点において、顧客が当該有価証券に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。また、売上原価については、売却有価証券帳簿価額、投資損失引当金繰入額及び戻入額、減損損失、支払手数料等を計上しております。

③コンサルティング収入

コンサルティング収入に係る収益は、顧客との業務委託契約に基づいてコンサルティングサービスを提供する履行義務を負っています。当該業務委託契約は、概ね一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

④コワーキング収入

コワーキング収入に係る収益は、顧客との会員契約に基づいて施設利用サービスを提供する履行義務を負っています。当該会員契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

(6) 投資事業組合への出資金に係る会計処理

当社の管理・運営する投資事業組合への出資金に係る会計処理は、当社と決算日が異なる組合については、決算日における組合の仮決算による財務諸表に基づいて、組合の資産、負債、収益及び費用を当社の出資持分割合に応じて計上しております。

(7) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

営業投資有価証券及びその評価方法について

(1) 見積りの内容

営業投資有価証券は、当社及び当社が管理・運営する投資事業組合が有する株式及び社債であります。ベンチャーキャピタルの特質上、そのほとんどが未上場の株式及び社債であります。上場株式の評価については、市場価格を用いて見積っております。未上場株式及び社債については、移動平均法による原価法で評価しておりますが、投資先の信用リスク、財務状況等を継続的にモニタリングし、財務状況の悪化、事業計画の遅延等がある場合、必要に応じて減損処理又は投資損失引当金を計上しております。

(2) 当事業年度計上額

(単位：百万円)

科目	貸借対照表計上額
営業投資有価証券	124
投資損失引当金	△10

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載した内容と同一であります。

（貸借対照表に関する注記）

1 有形固定資産の減価償却累計額	18百万円
2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 短期金銭債権	19百万円

3 追加情報

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）（6）投資事業組合への出資金に係る会計処理」に記載しておりますように、当社の貸借対照表に計上されている金額は、投資事業組合の貸借対照表に計上されている金額のうち当社の出資持分に相当する金額を取り込んで計上しております。貸借対照表に記載されております主な科目のうち、投資事業組合で発生している額は次のとおりであります。

現金及び預金	53百万円
--------	-------

（注）当社単体で保有している現金及び預金は1,974百万円であります。

営業投資有価証券	124百万円
投資損失引当金	10百万円

(損益計算書に関する注記)

1 関係会社との取引

(1) 営業取引による取引高

投資事業組合管理収入	339百万円
コンサルティング収入	19百万円

(2) 営業取引以外の取引高

営業外収益	54百万円
-------	-------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び総数

普通株式	1,283株
------	--------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

営業投資有価証券評価損否認額	96百万円
投資損失引当金否認額	3百万円
賞与引当金否認額	5百万円
退職給付引当金否認額	12百万円
繰越欠損金	821百万円
その他	5百万円

繰延税金資産小計	944百万円
----------	--------

評価性引当額	△926百万円
--------	---------

繰延税金資産の合計	18百万円
-----------	-------

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	(株)デジアラホールディングス	兵庫県神戸市	99	インターネットを介したエクステリア・外構空間の販売・施工管理	24.8	出資	配当金の受取	54	—	—

(収益認識に関する注記)

- ・顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	291円04銭
2	1株当たり当期純利益	11円15銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 柴 田 篤 ⑩
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 高 田 佳 和 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2022年5月12日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
監査等委員会

監査等委員 宮田 秀 典 ㊞
監査等委員 北 條 明 宏 ㊞
監査等委員 小 尾 一 介 ㊞

(注) 監査等委員宮田秀典、北條明宏及び小尾一介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。